

大阪市手話に関する施策の推進方針

〔第 3 版〕

令和 6 年 10 月 改訂
大 阪 市

はじめに

大阪市では、手話を必要とするすべての市民の社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、平成28年1月18日に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」（以下「条例」といいます。）を施行しました。平成29年3月31日には、条例第6条第1項に基づき、これまで地域で大切にされてきた手話をさらに普及し、条例で定める基本理念を実現するために、「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定し、取り組んでいます。

手話は、手や指、体などの動き、また顔の表情を使った言語であり、聴覚障がいのある人にとっては、音声言語と同様に、意思を伝えたり、情報を取得するなど、重要なコミュニケーションの手段です。聴覚障がいのある市民が安心して、手話を使ってコミュニケーションできる社会を実現するためには、手話は言語であるという認識に立って、市民一人ひとりが手話についての理解を深めることが大切であり、行政としても、社会生活や日常生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに向けて取り組んでいかなければなりません。

1900年（明治33年）に設立された大阪盲啞院を礎とする大阪市立聾啞（ろうあ）学校（現在の大阪府立中央聴覚支援学校）では、口話による教育が推進され、手話が排除されていた時代においても、手話による教育を継続し、現在の日本で標準的に使用されている指文字が考案された歴史があります。

この度、ろう者や手話通訳者、有識者等の関係者で構成する大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議において、令和3年に改訂された推進方針のもとでの本市の各所属の取組状況を評価するとともに、今後の本市における手話に関する施策のあり方について検討した結果、推進方針の一部を改訂することとなりました。

引き続き、大阪市の全ての所属において、手話に関する施策を着実に進め、それが本市の施策全体に広がるよう、連携して取り組み、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざします。

令和6年10月 改訂

目 次

はじめに	1 ページ
I 基本的な考え方	3 ページ
II 施策の推進方針	5 ページ
1 手話への理解の促進及び手話の普及	6 ページ
2 手話による情報取得	9 ページ
3 手話による意思疎通の支援	14 ページ
4 手話を必要とする人への相談支援	16 ページ
III 施策の推進体制	18 ページ

I 基本的な考え方

平成 28 年 1 月、大阪市こころを結ぶ手話言語条例が制定されました。条例では、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進するよう定めており、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現をめざしています。

条例の制定を踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及をより一層積極的に推進し、市民一人ひとりが手話についての理解を深めるとともに、日常生活や社会生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、条例第 6 条第 1 項に基づく方針として大阪市手話に関する施策の推進方針を定めます。

条例の基本理念では、「手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者*1 が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の人々が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行うこと」としています。

大阪市の各所属が条例の趣旨を踏まえた取組を着実に実施し、それが大阪市の施策全体に広がるよう、しっかりと連携して手話に関する施策の推進に取り組めます。

1. ろう者

聴覚障がいがある人たちのうち、コミュニケーションの主たる手段として手話を使い日常生活をおくる人たちのことをいいます。

■ 身体障がい者手帳（聴覚障がい）交付者数の推移

大阪市における身体障がい者手帳（聴覚障がい）交付者数は、平成 30 年度の 12,487 人から令和 4 年度の 12,678 人へと増加傾向が続いていましたが、令和 5 年度は 12,617 人と減少に転じており、今後の動向を注視する必要があります。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付者数		12,487 人	12,601 人	12,633 人	12,632 人	12,678 人	12,617 人
内 訳	18 歳未満	272 人	278 人	272 人	260 人	252 人	246 人
	18 歳以上	12,215 人	12,323 人	12,361 人	12,372 人	12,426 人	12,371 人

※当該年度末現在の手帳交付者数



手話は言語

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。

平成18年12月に国連総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、手話は言語として定義され、国際的に認知されました。

「障害者基本法」は手話を言語として位置づけるとともに、すべての障がい者が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。



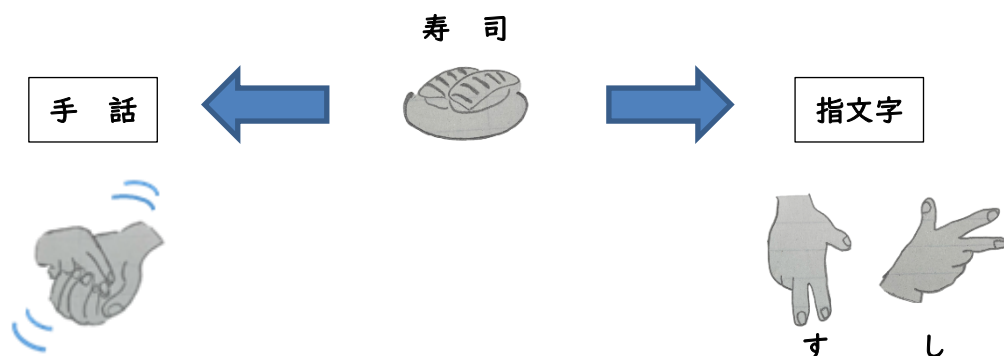
指文字

あいうえおの五十音に一字ずつ指の形を対応させたものです。手話での会話のなかで、日本語の音韻、とくに固有名詞を表現する場合などに使われます。

大阪市立聾啞学校（現在の大阪府立中央聴覚支援学校）の教員だった大曾根源助氏は、昭和4年、アメリカの聾学校の視察の折に、ヘレン・ケラー氏と面会し、彼女との話の中で当時の日本の渡辺式指文字を紹介しました。

その際、「あちこちに手や腕が大きく動く指文字は盲人には通じません。目で見てもわかりにくく時間的にもロスが大きいので、改善の余地がありますね」との指摘を受け、大曾根氏は新たな指文字の考案を志しました。

帰国後、大阪市立聾啞学校の同僚と共に研究を重ねながらアメリカの指文字を参考にして盲ろう者にも通じる指文字を創出し、昭和7年に「大阪市立聾啞学校式指文字」として発表しました。日本で使用されている五十音の指文字はこうして完成しました。



Ⅱ 施策の推進方針

大阪市においては、平成 28 年 1 月に制定した「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」及び条例に基づき策定した本推進方針をもとに、各所属において様々な手話に関する取組を行ってきました。

そのような中、令和 4 年 5 月、手話を使用するろう者や、聴覚、視覚に障がいのある人などを含むすべての障がいのある人を対象とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（いわゆる、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法*2」）」が施行されました。この法律では、情報の取得利用や意思疎通について、障がいの種類や程度に応じた手段を選択できるようにすること、可能な限り、障がいのない人が取得する情報と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることなどが基本理念として掲げられており、大阪市においても、同法を踏まえ、一層の支援や環境の整備を進めます。

2. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関して、国及び自治体等の責務や国及び自治体が行う基本的施策を定め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、令和 4 年 5 月に施行されました。

法第 3 条（基本理念）においては、「障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項」として、

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

の 4 つが挙げられています。

本推進方針においては、条例第 6 条第 2 項に基づき次に掲げる 4 つの事項について、大阪市における施策の方向性について定めます。

- 1. 手話への理解の促進及び手話の普及
- 2. 手話による情報取得
- 3. 手話による意思疎通の支援
- 4. 手話を必要とする人への相談支援

I 手話への理解の促進及び手話の普及

《現状と課題》

ろう者にとって、手話が音声言語と同様に重要なコミュニケーション手段であり、かけがえのない言語であることを広く市民に知っていただくため、大阪市においては、手話に関するリーフレットを作成し、市民窓口へ配架するほか、市ホームページなどを通じた啓発などを行ってきました。

また、令和6年4月には障害者差別解消法^{*3}の改正法が施行され、すべての事業者に合理的配慮の提供が義務化されました。ろう者が社会生活を営むにあたっては、事業者にコミュニケーション手段としての手話の重要性を知っていただく必要があります。

令和7年には、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）^{*4}」が開催されるほか、ろう者の国際的なスポーツの祭典「東京2025デフリンピック^{*5}」が開催されます。このような機会も活用し、ろう者やデフスポーツについて、広く知っていただく取組を進める必要があります。

手話が市民の生活に広く浸透するためには、手話に親しみ、ろう者と交流すること等を通じて、聴覚障がい、ろう者や手話への理解を促進していくことが大切です。

《施策の方向性》

市民や事業者など多くの人が手話への理解を深め、関心を高められるような手話に関する情報を積極的に発信するとともに、身近な地域や日常生活の場面において、挨拶や簡単な会話など手話が使用できる環境の充実に向け、身近に手話に触れ、気軽に楽しく学べる機会の創出と普及に取り組めます。

3. 障害者差別解消法（平成25年6月制定、令和3年5月一部改正）

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。

また令和6年4月に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務付けられました。

4. 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）

大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、令和7年4月から10月までの6か月間、大阪 夢洲を会場に開催されます。

テーマ事業のひとつには「いのち響き合わせる」が挙げられており、「個性あるいのちといのちを響き合わせ、『共鳴するいのち』を共に体験する中で、一人ひとりが輝くことのできる世界の模式図を描く」とされるなど、多様な人々が積極的に、また安心して参加でき、多様な考え方を発信できるよう、一人一人を尊重したインクルーシブな万博運営をめざすこととされています。

5. デフリンピック

デフリンピックとは、デフ（Deaf：英語で「耳がきこえない」という意味）とオリンピックを組み合わせたもので、国際的な「ろう者のためのオリンピック」です。

国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）が主催し、4年毎に開催されるデフアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会で、第1回は、1924年にフランスのパリで開催されました。

令和7年11月に開催される東京2025デフリンピックは100周年の記念すべき大会であり、日本では初めての開催になります。

☆…第3版において追加した取組

《具体的な取組》

① 様々な媒体を活用した啓発

- ・市ホームページに加えて、市公式X（旧 Twitter）等の SNS なども含めた様々な媒体を活用し、あらゆる世代の市民に対して、手話が言語であることや聴覚障がいへの理解など、さまざまな観点からの啓発を実施します。☆
- ・日常の挨拶など基本的で簡易な手話を気軽に楽しく学べる動画を市ホームページに掲載する等、市民等が手話に親しみ、身近に触れる機会を提供します。

② イベント等を通じた啓発

- ・手話パフォーマンスや手話カフェなどのイベント等のろう者となろう者以外の方が交流する場の周知などを通じて、手話と実際に会える場を広げます。
- ・9月23日の「手話言語国際デー」に合わせて、国際的な手話普及のシンボルカラーであるブルーで市役所本庁舎等をライトアップする取組を行うほか、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」や「東京2025デフリンピック」などの機会も活用しながら、手話の普及啓発に取り組みます。☆

③ 気軽に参加できる手話講習会の実施

- ・日常生活における基本的なコミュニケーションなど、簡単な手話を学べる講習会を開催する等により手話への理解の促進及び手話の普及に取り組みます。
- ・「あいサポート運動*6」で実施しているあいサポート研修において、簡単な手話講座を行い、手話に触れる機会の拡充に努めます。☆

④ 子どもの頃から手話に親しむ機会の創出

- ・指文字を記載したクリアファイルなどの学習教材の提供により、手話や指文字に接する機会を創出します。☆
- ・学校教育の場における手話の体験学習や、聴覚障がいのある児童生徒と接する機会等を通じて、手話への理解の促進に取り組みます。
- ・地域で暮らすろう者や手話サークル*7との交流など、様々な機会を通じて手話への理解の促進に取り組みます。
- ・各学校での手話に関する取組事例を学校間で共有するなど、取組の充実を図ります。

☆

6. あいサポート運動

平成21年11月に鳥取県で始まった運動で、大阪市では、平成29年11月に鳥取県との間であいサポート運動の連携推進に関する協定を締結し、多様な障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮などを理解して、困っている様子を見かけたら、一声かけるなど、「ちょっとした手助けや配慮」をすることにより、誰もが住みやすい地域社会（共生社会）をめざす「あいサポート運動」に取り組んでいます。

7. 手話サークル

手話サークルは、手話を学ぶ人たちや手話によるボランティア活動をする人たちが地域のろう者とともに手話やろう者の生活を学び、交流しあう場です。

地域等でのコミュニケーション支援のボランティア活動など、それぞれのサークルにおいて様々な活動が行われており、大阪市内には各区に手話サークルがあります。

2 手話による情報取得

《現状と課題》

大阪市においては、ろう者など聴覚障がいのある市民が、行政情報など日常生活を送るうえで必要な情報を円滑に取得できる環境整備に向けさまざまな取組を進めています。

身近な行政機関である区役所では、手話で行政手続きや生活全般に関する様々な相談に対応するため、タブレット端末による遠隔手話通訳を活用した手話対応を全区で行える体制を整備するなど、ICTを活用した取組を行っています。また、曜日を決めて窓口案内業務に手話通訳者*8を配置する対応（阿倍野区、平野区）も行っています。

加えて、選挙における投票所、集団健診や人権相談における手話通訳、要介護認定調査や障がい支援区分認定調査における手話通訳者の同行訪問、学校における授業参観や個別懇談等での手話通訳、その他各種説明会や行事等において手話通訳者を配置するなど、ろう者とのコミュニケーションの確保に取り組んでおり、令和2年度からは、市長会見に手話通訳を導入し、ろう者にリアルタイムで、市長の考えや大阪市の施策などの情報を伝えています。

また、ろう者の情報取得において、テレビ放送は重要であることから、手話と字幕の付いたテレビ放送を受信する装置（聴覚障がい者用受信装置）を給付する事業も実施しています。

引き続き、手話による行政情報の発信、市政の重要な情報発信の場における手話対応や手話ができる職員等の育成に取り組むことが重要です。

さらに、一部の医療機関では、ろう者への確に情報を伝えるため、外来診療などへの手話通訳者の配置や、遠隔手話通訳ができる仕組みの導入などが実施されており、このような取組が広がるよう、医療機関等への働きかけを強化する必要があります。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震では、メールによる安否確認が通信障がい等により難航する事例や、避難所において、被災者同士の会話に入れないことによる孤立などの課題が見られました。大規模災害等においても、ろう者が適切に情報を取得・利用することができるよう、避難支援や避難所内での情報伝達手段の確保等について検討を行う必要があります。

《施策の方向性》

大阪市の情報発信や市民窓口において手話での対応を向上する取組を進めるとともに、民間の事業者や公共サービス機関なども含め、日常生活や社会生活における基本的かつ重要な情報に対して、手話でアクセスできる環境整備に取り組みます。

8. 手話通訳者

手話を用いて聴覚障がい者と聴覚障がいを持たない者とのコミュニケーションの仲介・伝達等を図る専門家のことで、都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された人をいいます。

手話奉仕員

市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了し、日常会話程度の手話を使って聴覚障がい者の支援を行うボランティアのことをいいます。

手話通訳士

厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格し、手話通訳士として登録を行った人のことをいいます。より高度な手話技術を用いて聴覚障がい者と聴覚障がいを持たない者とのコミュニケーションの仲介・伝達等を図ります。



聴覚障がい者向けテレビ放送

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づき、総務省では字幕放送や手話放送など聴覚障がい者向けテレビ放送の普及に取り組んでいます。

【令和4年度】

	NHK（総合）	在阪準キー4局
テレビ放送の総放送時間に占める字幕放送時間の割合	90.6%	68.5%
手話放送の1週間当たりの放送時間	59分	20分

出所：総務省資料

また、インターネットを利用して、テレビの番組にリアルタイムで手話と字幕を付与したり、アーカイブに手話と字幕の番組を約2,500本搭載して聴覚障がい者の生活情報や文化・娯楽番組等を届けるIPTV※放送が、認定特定非営利活動法人 障害者放送通信機構（大阪市）によって運営されています。

障害者放送通信機構では、防災学習等の放送を行っており、地震などの災害が発生したときは、大規模災害等緊急放送や災害関連ニュースに対応したリアルタイム手話放送を重点的に実施しています。平常時の防災学習等や災害時の情報提供に向け、災害避難所や公共施設等への「聴覚障がい者用受信装置」の設置が期待されています。

※IPTV：テレビをインターネットにつなぐことで、いつでも好きな時に、映画や番組を視聴できるサービスのことをいいます

《具体的な取組》

① 区役所等における窓口対応

- ・身近な行政機関である区役所への手話通訳者の配置など、手話で応対できる市民窓口の充実を図るとともに、手話マークや筆談マーク、耳マークのほか、タブレット端末による遠隔手話通訳の案内等を掲示することにより聴覚障がいのある人が市民窓口を利用しやすい環境づくりに取り組めます。☆

② 市主催行事等での手話対応等

- ・市が主催する講演会や説明会等において、行事等の規模や内容、ろう者の参加状況等に応じて手話通訳者を配置するなど、ろう者が安心して参加できる環境づくりを進めます。
- ・手話通訳者を配置する行事等を実施する際には、開催案内等の段階から周知するほか、手話通訳者等の配置場所を明示するなど、手話通訳を利用しやすい環境を整えます。
- ・市長記者会見における手話通訳者の配置をはじめ、市政に関する重要な情報発信の場や議会の傍聴等における手話通訳者の配置を進めます。
- ・市民に対する重要な情報を伝える動画広報等において、手話通訳の添付に努めます。

③ 災害時における情報提供

- ・災害時避難所において、手話ができるボランティア等の協力を得て、他の避難者と同等の情報が提供されるよう、避難所運営マニュアルにろう者への情報提供について明記するとともに、普段の避難訓練においても手話通訳者を通じたコミュニケーションや筆談による情報伝達訓練を行い、防災意識を高めることに努めます。
- ・災害発生時に備え、あらかじめ避難行動要支援者の避難支援に関して「個別避難計画」を作成する取組が各区において進められており、災害時におけるろう者の適切な避難行動に着実につなげることができるよう、福祉と防災のそれぞれの部局が連携して取組を進めます。☆

④ ICTを活用した環境の整備

- ・情報を視覚的に得るろう者にとって遠隔手話通訳や電話リレーサービスなど ICT は有効な手段であり、近年、ICT 技術が急速に普及している現状を踏まえ、手話による情報取得とコミュニケーションを支援するための環境づくりへの活用を図ります。

⑤ 手話を使用することができる職員の増員

- ・聴覚障がいやろう者への理解を深めるとともに、市民窓口等におけるコミュニケーション力の向上を図るため、職員向けの研修を実施するなど、手話を使用することができず職員を増やすよう取り組めます。
- ・聴覚障がいのある児童生徒が安心して地域の学校で学ぶことができるよう、コミュニケーション手段の一つである手話や指文字についての理解を深めるため、教員対象の手話講座や聴覚障がいに関する研修の開催、府立支援学校のセンター的機能の活用等に努めます。☆

⑥ 公共施設等に対する啓発

- ・ 広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、積極的な啓発に努めます。
- ・ 医療機関を対象に行ってきた手話の出前講座*⁹について、対象を介護サービス事業所に拡大し、医療・介護現場での円滑な意思疎通を支援します。☆

9. 手話の出前講座

大阪市内に所在する医療機関、介護保険サービスや障がい福祉サービス事業所を対象として、手話の出前講座を行っています。出前講座では、「聴覚障がい者に関する事例紹介」「手話での簡単な挨拶」「日常会話や医療現場でよく用いられる言葉の手話表現」などを実施しています。

ICT と手話通訳

情報通信技術（ICT）の発展はろう者の社会参加を促す重要な役割を果たしており、総務省では情報バリアフリー環境の整備を図るため、障がい者向け情報通信サービスや利用しやすい機器等の開発支援、障がい者の ICT 利活用の普及等に関する調査研究などに取り組んでいます。

【遠隔手話通訳サービス】

行政機関、病院及び店舗等の受付や窓口タブレット端末やパソコンのディスプレイを設置してテレビ電話機能を利用して、必要なときに手話通訳を呼び出して対応を行います。

遠隔手話通訳は手話を使用できる環境の整備に大きな役割を果たすことが期待できる一方で、手話の重要な要素である表情がわかりにくいという声もあり、聴覚障がいの特性や手話の地域の特徴等も含めて、適切に対応していくことが重要であるといわれています。

【電話リレーサービス】

電話リレーサービスとは、聴覚障がい者（きこえない・きこえにくい人）と聴者（きこえる人）を電話リレーサービス提供機関にいる通訳オペレータが「手話」や「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスのことです。



公共交通機関の利用

駅等の旅客施設や車両などの公共交通機関では、運行状況や乗降場所、乗換方法などたくさんの情報を確認しながら利用する必要があるため、聴覚に障がいがあると、音声による放送アナウンスだけでは利用に必要な情報が伝わらず、非常に困ります。

旅客施設や特定建築物等のバリアフリー化を推進するバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、乗車券販売所や案内所に筆談用具を設け、筆談用具があることを表示するとともに、鉄道車両等に視覚情報を提供する設備の設置を推進しており、大阪府福祉のまちづくり条例では聴覚障がいのある方に配慮した案内設備や避難設備の設置を推進しています。

また、大阪府障がい者差別解消ガイドラインでは、公共交通分野における望ましい合理的配慮の事例として、メモや筆談ボードなど、その障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いて対応することなどを掲げています。

災害等の緊急時や事故等で運行に乱れが生じたとき、聴覚に障がいがあると、状況がわかりません。放送や拡声器等の音声による情報伝達だけでなく、電光掲示板で情報を知らせたり、筆談ボードや紙に書いてわかりやすい場所に掲示するなどでも大切です。

また、情報のバリアフリーとともに、市民ひとりひとりが聴覚障がいやろう者に対する理解を深め、困っている人を見かけたら積極的に声をかけるなど、心のバリアフリーを広げていくことが重要です。

3 手話による意思疎通の支援

《現状と課題》

大阪市では、手話奉仕員養成事業*10や大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターと連携した手話通訳者養成事業*11を実施し、ろう者の情報取得とコミュニケーションの支援を担う人材の確保に努めるとともに、ろう者の日常生活やコミュニケーションの支援として手話通訳者派遣事業*12を実施してきました。

しかし、登録手話通訳者の高齢化等に伴って登録手話通訳者数が年々減少し、令和4年度から登録要件を大阪市内に居住する手話通訳者から大阪府内に居住する手話通訳者に広げることによって現状を維持している状況であり、特に、手話通訳者派遣のニーズが高い平日の昼間帯に活動できる人材の確保に取り組む必要があります。

地域において安心して暮らしていくためには、必要なときに十分なコミュニケーションを図ることができる環境が必要であり、聴覚障がいとろう者への正しい理解を踏まえた確かな支援を実施できる体制を整備することが重要です。

《施策の方向性》

登録手話通訳者の増加に取り組むとともに、病気や事故などの緊急時も含めた様々な場面において、ろう者が安心してコミュニケーションを図ることができる体制整備に取り組めます。

10. 手話奉仕員養成事業

手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため「大阪市手話奉仕員養成講座」を実施し、交流活動の促進、広報活動などの支援者として日常会話程度の表現技術を習得した手話奉仕員の養成を、初級課程、中・上級課程と2年かけて行っています。

初めて手話を学ぶ方がスムーズに学べる「初級課程」（概ね1年コース）と、手話に関する初歩的な知識をお持ちの方に学んでいただく「中・上級課程」（概ね1年コース）を設け、無理なく手話を学び始め、ステップアップできるように努めています。

11. 手話通訳者養成事業（大阪府との共同事業）

大阪市では大阪府等と共同して手話通訳者養成事業を実施しており、市民が集まる会議や講演での通訳等、特に専門性の高いコミュニケーション支援を行う「手話通訳者」の養成講座を開催しています。

手話で日常会話が可能な方を対象に、地域手話通訳者クラス・応用クラス・実践クラスと3年かけて手話通訳者になっていただくための研修を実施しています。

12. 手話通訳者派遣事業

行政手続、医療機関など社会生活において、手話通訳による意思疎通の支援を必要とする場合に、利用者からの依頼に基づいて手話通訳者を派遣しています。

手話通訳者派遣事業において、通訳する内容の専門性が高度なものである場合には、聴覚言語障がい者生活相談事業を活用し、聴覚言語障がい者生活相談員が手話通訳を行っています。

① 手話通訳者派遣事業の充実

- ・日常生活や社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の資質と力量を確保し、専門性の高い内容等にも的確に対応できるよう取組を推進します。
- ・ろう者と社会をつなぐ重要な取組として、ろう者にとってより利用しやすいものになるよう利用手続などの改善に取り組みます。
- ・手話通訳者はろう者に対する理解と一定水準の手話通訳技術を有する人材であり、ICTの活用等を通じてより積極的な活躍を促進します。
- ・手話通訳者派遣事業の更なる利用促進に向け、市ホームページなどを活用した周知に努めます。☆

② 緊急時の対応の検討

- ・事故の発生など緊急時におけるろう者への手話によるコミュニケーション支援について、引き続き環境の整備を進めるとともに、スマートフォン等のICT端末を活用した電話リレーサービスやNET119（緊急通報システム）など緊急時に役立つサービスに関する情報の提供に努めます。

③ 手話通訳者等の養成・確保

- ・大阪府と共同して手話通訳者養成事業を実施し、必要なときに十分な支援が行えるよう、引き続き手話通訳者の確保に取り組みます。
- ・手話通訳者の養成にもつながる手話奉仕員養成事業について、幅広い年代から多くの人に受講していただけるよう事業を周知するとともに、より多くの人が受講できる体制づくりに努めます。☆
- ・手話通訳者の活動や手話に関する市民のボランティアな取組などを様々な媒体を通じて広く積極的に発信し、社会的な認知と意識を高めるとともに手話通訳者の社会的地位の向上を図ります。



NET119（緊急通報システム）

NET119 緊急通報システムは、聴覚や言語に障がいを持つ方々が、緊急時に迅速かつ確実に119番通報（消防、救急）を行うためのWebサービスで、スマートフォンやパソコンなどのインターネット接続が可能なデバイスを通じて利用できるシステムです。

本市においては、このNET119を導入し、聴覚や言語に障がいを持つ市民がスマートフォンやパソコンから簡単に緊急通報を行えるようにしています。

また、ホームページにおいて利用方法やメリットを周知するなど、普及啓発にも取り組んでいます。

4 手話を必要とする人への相談支援

《現状と課題》

大阪市では、手話で生活全般に関する様々な相談に対応するため、聴覚言語障がい者生活相談事業*13を実施し、手話通訳士の資格を有する手話が堪能な聴覚言語障がい者生活相談員が、関係機関等との連絡調整、さらには法律相談や重要な契約行為、手術を要する治療など専門性の高い高度な手話通訳等にも対応し、ろう者の日常生活及び社会生活の支援を行っています。

聴覚障がいのある（もしくはその疑いがある）子どもを早期に発見し、療育や手話の習得等を支援する環境を整備するとともに、親子間などのコミュニケーションが十分に図れるよう、保護者および家族が手話を学ぶ環境を整えていくことも大切です。

生活のなかで困りごとが生じたときに、ろう者が孤立してしまわないよう気軽に相談できることが大切であり、福祉や就労、子育て、教育、保健医療など様々な分野において手話による的確な相談支援を行うことが重要です。

《施策の方向性》

関係機関と連携し、日常生活の様々な場面において、ろう者が手話を使ってコミュニケーションを図ることができ、適切な相談支援が提供されるよう取り組みます。

13. 聴覚言語障がい者生活相談事業

手話で生活全般に関する相談に対応するため、専任の相談員を配置し、日常生活や社会生活を営むうえでの問題について、相談に応じ、助言及び必要な情報の提供を行なっています。

法律相談、医療機関での手術の説明などに対応できる専門知識や豊富な手話技術等が必要であることから、手話通訳士の資格を有する者による対応を行っています。

☆…第3版において追加した取組

《具体的な取組》

① 聴覚言語障がい者生活相談事業の充実

- ・聴覚・言語障がい者生活相談員の資質と力量を確保するとともに、相談技術や様々な相談等にも対応できる専門性を確保し、的確に支援できるよう事業を推進します。

② 様々な分野の相談支援機関との連携

- ・各分野の相談支援機関において、ろう者への理解と手話での対応力向上に努めるとともに、関係機関と聴覚言語障がい者生活相談員が連携した相談支援に取り組みます。

③ 聴覚障がい児及びその保護者等への支援☆

- ・聴覚障がい児とその家族がともに手話を学び、子育てをはじめ安心した日常生活、社会生活が送れるよう、大阪府をはじめ関係機関と連携し、支援する体制の整備に努めます。☆



大阪府難聴児早期支援の取組

聴覚に障がいのある乳幼児が、手話を身近なものとして捉え、手話を言語として獲得していくことができる支援を行うことは重要です。

そのためには、日常生活の中で、主に保護者が手話に接していく必要があります。保護者が手話を使うことができなければ、子どもの言語としての手話の自然獲得は望めず、さらには、心理発達（人格形成）上、困難が生じることが見込まれます。

「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に基づき、大阪府では、聴覚に障がいのある方々が手話を獲得・習得するだけでなく、聴覚に障がいのある方々の手話の力（言語能力）が評価される社会をめざしています。

その中で、最も重要な取組として、同条例第3条に基づいて、「乳幼児期から手話を獲得する」ため、聴覚に障がいのあることがわかった乳幼児等に係る相談支援や関係機関との連携、手話の獲得・習得支援等を担う専門人材の養成・派遣などを実施する「大阪府こめっこプロジェクト」がスタートしました。

その後、国において、令和4年2月に、難聴児※の早期発見・早期療育推進の基本方針が発出されたことを受け、「大阪府新生児聴覚検査から支援までを遅滞なく円滑に実施するための手引き」を作成（令和4年3月）、第5次大阪府障がい者計画に、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターを難聴児早期支援の中核機能拠点として位置づけるなど、難聴児の早期支援も推進していくこととなりました。

こめっこプロジェクトに参加した大阪市在住の家族の割合は、全体の3分の1程度となっています。今後も、乳幼児期で手話を獲得するための支援を促すため、積極的な周知が重要です。

※ 難聴児：国の基本方針に準じ、「聴覚障がい児を含め、聞こえにくい子ども・聞こえない子ども」を指しています

Ⅲ 施策の推進体制

- ・ 条例第 3 条第 2 項では、手話に関する施策を市の内部組織が連携して推進するための体制を整備すると定めています。施策の推進にあたっては、各所属において条例の趣旨を踏まえた手話に関する施策を確実に進めるとともに、実務担当者で構成する大阪市障がい者施策推進会議（庁内連絡会議）において、それぞれの取組について情報共有を行い、取組の全体化を図ることにより、手話に関する取組が大阪市の施策全体に広がるよう取り組みます。
- ・ また、この方針は、ろう者、手話通訳者及びその他関係者から構成される「大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議」の意見を踏まえて策定・改訂されてきたものであり、今後も、定期的に意見を聴きながら必要な見直しを行っていくこととします。

〔大阪市こころを結ぶ手話言語条例〕

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っている。

平成18年12月に国連総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義され、手話は言語として国際的に認知された。

「障害者基本法」は手話を言語として位置づけるとともに、すべての障がい者が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしている。

手話を必要とするすべての人が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し手話を使用できる環境を整備していくことが重要である。

大阪市は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、本市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってすべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

（本市の責務）

第3条 本市は、前条の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境の整備に努め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 本市は、手話に関する施策を内部組織が連携して推進するための体制を整備するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として活用するよう努めるとともに、手話が必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話が必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 本市は手話に関する施策を推進するための方針（以下、「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項

(2) 手話による情報取得に関する事項

(3) 手話による意思疎通の支援に関する事項

(4) 手話が必要とする人への相談支援に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

3 施策の推進方針は、本市が定める障がい者のための施策に関する基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(協議の場)

第7条 施策の推進方針を策定若しくは変更する場合、又は施策の推進方針に基づく施策の実施において必要がある場合、市長は、ろう者、手話通訳者及びその他関係者から意見を聴くため、協議の場を設置しなければならない。

(手話を使用できる職員の増員)

第8条 本市は、手話を使用することができず職員の増やすよう努めるものとする。

(公共施設等に対する啓発)

第9条 本市は、病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、これらに対する積極的な啓発に努めるものとする。

(学校における理解の促進)

第10条 本市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 市長は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議 委員

(敬称略：五十音順)

- 梅田 ひろ子 認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構 理事
- 潮谷 光人 東大阪大学 教授
- 田付 英子 大阪市手話サークル連絡会 副会長
- 廣田 しづえ 大阪市聴言障害者協会 会長
- 松崎 恵美 (社福) 大阪聴覚障害者福社会 あいラブ工房 施設長
- 和田 きよみ (一財) 大阪市身体障害者団体協議会 理事

(○：座長)

令和6年10月現在